

○経済産業省告示第二百二十四号

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第二十七条の規定に基づき、平成三十一年経済産業省告示第八十一号（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第四号及び同条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年七月一日から施行する。

令和三年六月十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一般送配電事業託送供給等約款料金算定規	一般送配電事業託送供給等約款料金算定規

則第二十七条の規定に基づき経済産業大臣
が定める額を定める件

第一条 一般送配電事業託送供給等約款料金算定

規則（以下「規則」という。）第二十七条第一
項ただし書に規定する経済産業大臣が定める額
は、一キロワット時当たり八十円とする。

第二条 規則第二十七条第一項第四号に規定する
経済産業大臣が一般送配電事業者ごとに定める
額は、次の表の上欄に掲げる一般送配電事業者
ごとに、当該一般送配電事業者が、規則第一条

則第二十七条第一項第四号及び同条第二項
の規定に基づき経済産業大臣が定める額を
定める件

「新設」

第一条 一般送配電事業託送供給等約款料金算定
規則（以下「規則」という。）第二十七条第一
項第四号に規定する経済産業大臣が一般送配電
事業者ごとに定める額は、次の表の上欄に掲げ

第二項第二号イからニまでの電気の供給を行う場合にあっては同表の中欄に掲げる額、同号イからニまでの電気の買取りを行う場合にあっては同表の下欄に掲げる額とする。

第三条 規則第二十七条第二項に規定する経済産

業大臣が定める額は、一キロワット時当たり二百円とする。

第四条 規則第二十七条第三項に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり零

る一般送配電事業者ごとに、当該一般送配電事業者が、規則第一条第二項第二号イからニまでの電気の供給を行う場合にあっては同表の中欄に掲げる額、同号イからニまでの電気の買取りを行う場合にあっては同表の下欄に掲げる額とする。

〔新設〕

第二条 規則第二十七条第二項に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり零

円とする。

第五条 規則第二十七条第四項に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり百円とする。

第六条 規則第二十七条第五項に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり二百円とする。

円とする。

第三条 規則第二十七条第三項に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり百円とする。

第四条 規則第二十七条第四項に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり二百円とする。

備考 表中の「」は注記である。